



二セモノ発見・模倣品工場の調査・摘発

越境ECサイト上の権利侵害URLへの対策

NMPA(旧CFDA)等の行政機関に対する登録申請



会社概要



会社名	株式会社ワールドワイド・アイピー・コンサルティングジャパン
所在地	〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-11 新橋東栄ビル2F
代表取締役CEO	神代 雅喜
設立	2018年4月1日
資本金	3,000 千円
TEL	03-6206-1723
FAX	03-6206-6743
MAIL	official@wwip.co.jp

事業内容

ニセモノ発見・模倣品工場の調査・摘発
安心、安全な著作権投資及び各種の投資の実現
越境ECサイト上の権利侵害URLへの対策
アジア全域での迅速な商標出願・冒認商標対策
NMPA(旧CFDA)等の行政機関に対する登録申請

また、一般社団法人「日中知的財産保護協会」（以下JCAAAと称する）の事務局を運営し、個別事案の相談に応じています。

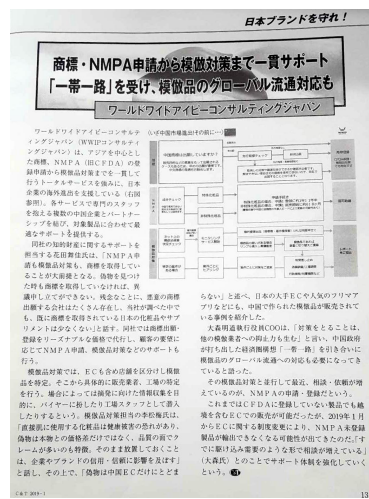
会社概要

最近のNEWS

中国非公立医療機構協会 年次総会 & 中国医療フォーラム開催（2019.1.6）
2019年1月17日

WWIP 中国における知財連携スキームを更新しました
2018年12月22日

化粧品専門誌 C&T Beauty Science に当社の記事が掲載されました。「NMPA申請から模倣品対策まで」
2018年12月22日



【知財侵害への取り組み ― 模倣品対策を強化】 2018年 中国-EU 知財保護カンファレンスが中国厦門（アモイ）で開催。 一帯一路を背景に模倣品根絶を目指す知財保護への取り組みが議論された
2018年12月7日

日中の医療関連機関と中国地方政府による 4 者間のMOU締結により「中国広東省東莞市 威遠島プロジェクト」が本格スタート
2018年12月7日

中国 4 6 万の民間病院に特化したB2B ECサイトで貴社製品を販売します
2018年11月27日

日中医療関連B2Bプラットフォーム事業スタートにより、日本製品の販路拡大へ 中国46万の民間医療機関へ日本製品を販売
2018年11月21日

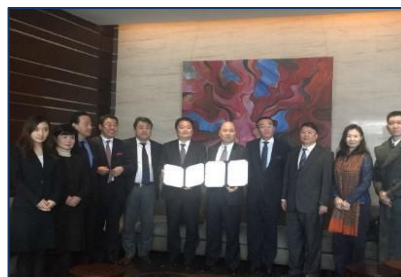
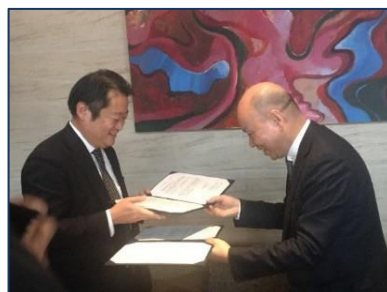
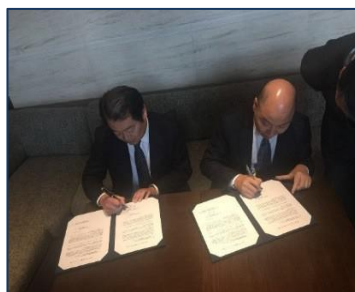
中国国家薬品管理監督局が11月10日から施行される新しい化粧品申請制度を発表
2018年11月13日

日中医療・介護技術交流に関する 3 者間の協定締結 【北京 人民大会堂】
2018年11月5日

11月10日～ CFDA申請の制度変更 日本の化粧品製造販売メーカーの対中ビジネスに追い風となる模様
2018年11月2日

WWIP設立の背景

2017年12月末、自民党二階俊博幹事長の訪中の際、JCAAA（ジェイサ）発起人である長崎幸太郎幹事長政策補佐、CAASA（カーサ）理事長洪雲峰氏の間で、日中間の知的財産権保護・ビジネス支援を行うJCAAA（ジェイサ）設立に関する覚書が結ばれました。



▲二階幹事長と洪CAASA理事長
(現地メディアによって報じられた記事より)

▲長崎氏と洪理事長による調印の様子

正式名称

一般社団法人日中知的財産保護協会

英文名称

Japan China Anti-Infringement & Anti-Counterfeit Innovation Association

(略称：JCAAA)

当社団法人は、**中国中央政府の知財侵害対策機関「双打弁公室」傘下の対策実行組織である「CAASA」と連携する日本唯一の組織**であり、実行力ある知財保護対策のプラットフォームを会員企業に提供します。WWIPコンサルティングジャパンは当社団法人の事務局を運営し、個別事案のご相談にも応じます。

事業案内 | 保護・摘発

模倣品対策

中国における模倣品製造・販売状況について実態を調査し、最終的には首謀者と製造工場まで突き止めて摘発する、徹底した対策を行います。また、模倣品を税関で取締る「税関水際対策」も行っています。

税関水際対策

中国税関と連携し、製品の通関時に模倣品を取締まります。事前に製品リストを税関職員へ提示し、製品の特徴を伝えるなどして取締まりを強化することも一つの手です。模倣品の疑いのある荷物が発見された場合、クライアント様へご連絡し、ご要望に応じて発送元を逆探知する調査も可能です。尚、この登録については、一度税関に登録すると10年間有効です。

模倣品工場突き止め対策

インターネットサイトに掲載された商品写真や消費者のクレーム内容から模倣品の疑いのある店舗を見定め、まずはサンプル品を購入します。製品の真贋鑑定後、模倣品の場合は物流ルートを逆探知するなどして店舗運営者や製造工場まで辿ります。その後、場合によっては調査員が工場で働きながら証拠を集め、公安と連携して摘発します。

インターネット模倣品対策

インターネット上での模倣品販売はもちろん、正規品であっても無断で商品写真やロゴを使用している非正規流通商品も対象として調査・対策致します。大規模な模倣品製造が疑われる場合は、侵害の実態を把握し、必要に応じて製造拠点を突き止めて公安局への申し立て及び摘発を行います。また、工場摘発まではいかなくとも、大手プラットフォームであれば、プラットフォーム運営会社へ申し立ててページURLを削り除するなどして悪質な販売を止めさせる対策も可能です。



大手ECサイトモニタリング・侵害ページ削除代行サービス

中国大手ECプラットフォームでは、メーカー様の認知しない非正規売買が大量に発生しています。アリババ社のタオバオの流通量は、メーカー様が運営・管理し認知する「天猫」「天猫国際」の流通量の約3倍にのぼると推測されています。

※ アリババ社からの情報と、弊社が独自調査による

その非正規流通の中には、日本からのハンドキャリー商品だけでなく、中国の工場の横流し製品や模倣品も含まれており、メーカー様が認知しない場所でクレームが相次いだり（ブランド毀損）、販促目的で公式サイトの写真を無断使用されたりと、知らぬ間に権利が侵害されているケースも多々あります。

これら悪質な侵害行為が発生している場合、アリババ社をはじめEC業者へ申し立てることにより商品ページを削除できます。

こうした侵害行為に対してEC業者は店舗運営者から罰則として点数を引くため、違法行為をする運営者へ打撃を与えられます。

收货3天后追加： 假表 这类型的就是假表，真是大失望了 实体店也要假，钱花了就买了表之前一直在用这款表都好好的，从来没有出现过，现在用了几天从这儿买的这款小表，刚过假 还起了一粒的东西，联系客服说退货就可以退货了，他给退了一百多块钱，就没有任何赔偿了。真是恶毒 血的教训



偽物に違いない!

直営店なのに偽物を販売するなんて、がっかりした。

今までこの型番を使っていたが、今回この店で買ったものを使った結果、

顔にアレルギーが発生、ほつほつになっちゃった。

アフターサービスに連絡したが、バーコードをスキャンしてみてください。

絶対正規品だと言われた。その後100元くらい返却してもらっただけで、これ以上対応してくれない。ひどすぎる

非正規流通による問題

◀ 偽物の化粧品を使用して「アレルギーが出た」と健康被害を訴える購入者に対しまともに取り合おうとしない非正規流通業者。顧客の健康上、取り返しのつかない事態となるだけでなく、ブランド毀損に繋がる可能性もあり。



※ 1 「日本ブランドの授権会社 品質保証」の記載。

※ 2 「授権書」と書いてあるが、偽物の授権書を掲載。

◀ 日本メーカーの正規代理店を名乗り、偽の授権書を掲げるなどして商品を販売する悪質な例。

著作権保護対策

楽曲や映像作品、ゲームなど、あらゆるコンテンツの著作権が侵害され、中国市場が「海賊版」で溢れた時期がありました。日本の有名なアニメキャラクターを盗用すれば、利益率が7倍も上がるという話もあり、法整備がなされる今も、少なからず海賊版が流通しています。私たちは、このような違法配信や著作権侵害への対策も徹底して行っております。

偽造防止・真贋技術対策

台湾の「T-Security Inc.」社と提携し、製品のタグに付ける模倣防止対策を行っています。生産した製品タグに独自の認証シール（QRコード 型やホログラム型など様々な種類をご用意可能）を貼付け、消費者が正規品かどうかを確認することができます。全てコードが異なり、認証シール自体が模倣されないよう工夫されています。発行された認証コードはT-Security社が管理し、消費者から正規品でない製品の報告があった場合の真贋鑑定や、認証シールの読み込みがどこで行われたかの確認もできるため、マーケティングに生かす目的でも活用可能です。

T-Security社のapp画面

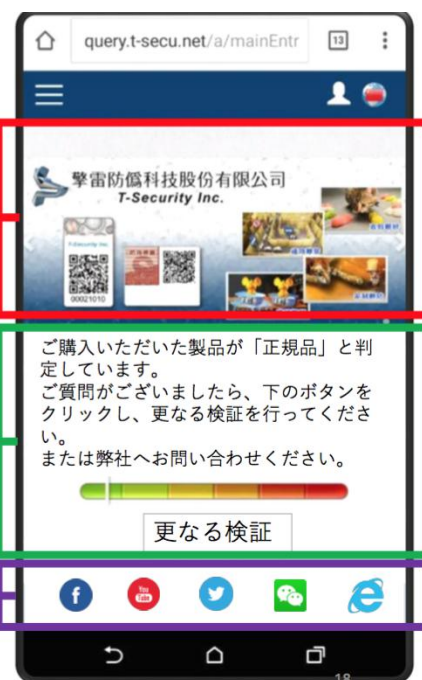
見本



企業や製品情報

真贋判定結果

自社Webサイト、SNSサイトへの誘導も可能



他社様の使用例▶



事業案内 | 出願

海外商標出願

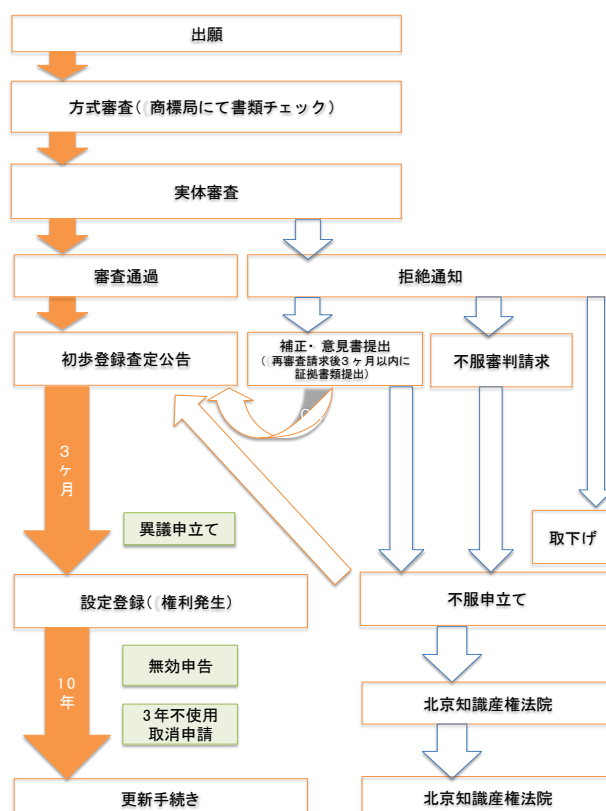
海外進出をお考えのクライアント様へは、「まずは商標出願を」とお話ししています。

特に中国本土では、日本で人気の出そうなブランドや商品名をリサーチして、故意に出願して先に取得する業者がいます。悪意のある業者の目的は、模倣品に付けるためであったり、販売するためであったりします。対策が打てない場合は業者へお金を支払って「譲渡」してもらったか、ロゴマークを変えるなどの対応もありますが、なるべく先に出願して権利を保護しておくことをお勧め致します。

商標権登録・更新・悪意商標対策

同一または類似する商標の登録状況を確認し、申請可能であれば申請を、先行する商標が妨げになる場合はその対策をご提案します。知名度がある場合、既に冒認（他者が先に悪意をもって申請すること）されているケースも多数あり、中国で商品が販売することが出来なかったり、こうした事態を放置することで、商標を使って勝手に模倣品が販売されるようなケースもあります。弊社では、上記のような中国本土だけでなく、香港、台湾、シンガポールなどアジア諸国、その他ヨーロッパやアフリカ方面の出願・更新・対策についても類似商標のチェック等も受け付けています。

商標出願～登録の流れ（中国本土の場合）



先行商標対策

出願～初歩審査公告期間の段階

商標局が審査中のため、商標局が「正当な権利者でない」と判断すれば却下される可能性もあり、この段階では対策はありません。その後の経過を監視し、実体審査を通過した場合に対策します。

初歩審査公告～設定登録期間

中国本土・香港は3ヶ月間、マカオ・マレーシアは2ヶ月間が「異議申し立て期間」とされ、他者から異議申し立てがなされなければ、「設定登録」されます。よって、この期間に「異議申し立て」を行うこととなります。ちなみに日本の異議申し立て期間は2ヶ月、シンガポールにおいては異議申し立て制度がありません。

設定公告以降

「設定登録」すなわち権利発生後に申し立る場合は「無効申告」もしくは「3年不使用取消申請」を行います。無効申告では自身が正当な商標の権利者であるという証拠資料を提示して申し立てを行います。また、「3年不使用取消申請」の場合は、先行商標が悪意でない場合でも、相手がその商標を3年間継続して使用していなければ取り消せます。取消申請には「相手が3年使用していない」という証拠は提示不要ですが、相手が使用証明できた場合は申し立てが却下されます。

出願が拒絶されたら

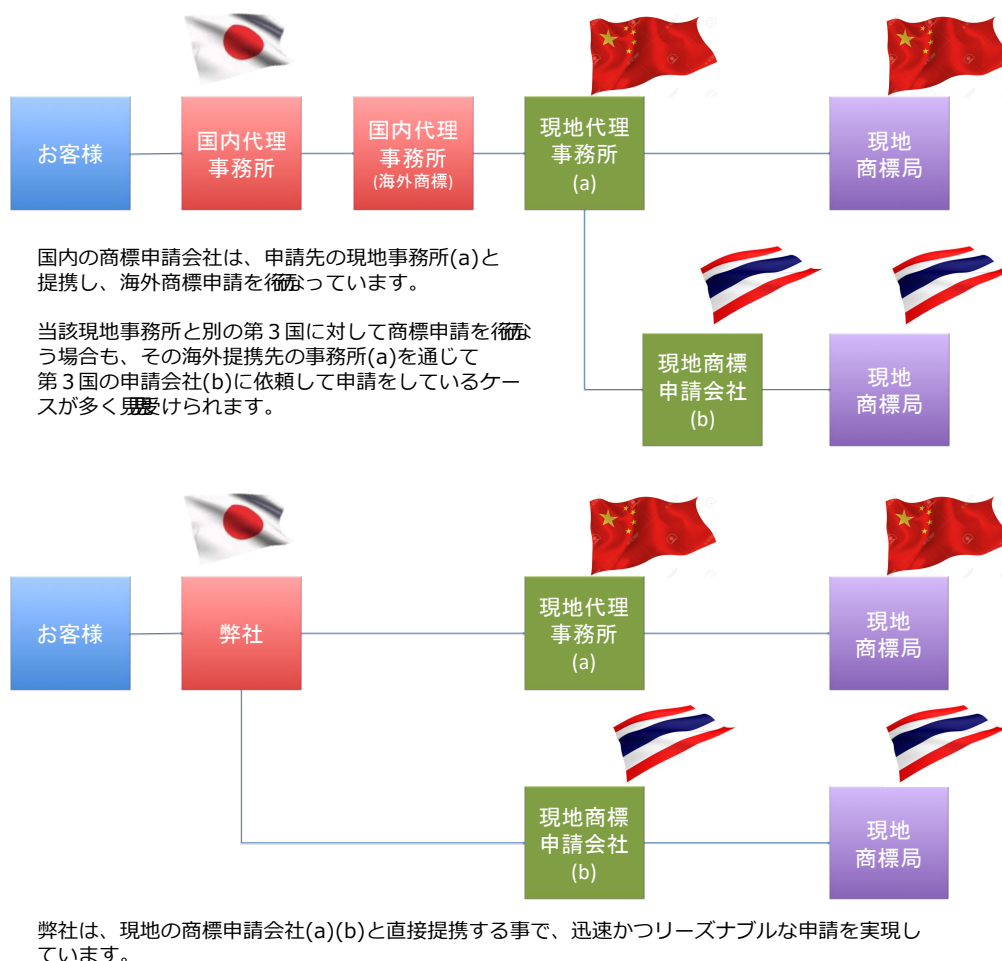
「識別性がない」「先行する商標と類似している」などの理由で却下通知を受ける場合があります。その場合は提携弁護士の見解を得た上で、出願を通すための対策をご提案し、答弁書を揃えて対応します。

商標登録情報変更手続き

「会社所在地が変わった」「会社名が変わった」「会社を譲渡した」

このような場合、既存商標も登録内容を変更する手続きが必要です。悪意商標に対する取消し申立てなどを行う際、「この商標は私が先行して登録していた」という証拠書類として提出することがありますが、登録情報が更新されず不備があるままだと、証拠書類不備として申立てが却下される恐れもあります。よって、登録情報は変更後速やかに変更手続きを行い、譲渡を行なった場合には譲渡手続きを行います。弊社では、中国だけでなく他の海外商標についても登録情報変更または譲渡手続きを代行可能です。

商標出願の方法による迅速かつリーズナブルな申請を実現



海外著作権

中国において、この著作権登録が悪意商標対策に有効であり、商標権保護の為の著作権申請が増加する傾向にあります。

例えばある悪意商標に対して無効申告を行う際、自社が正当な権利者であるという資料の提出が必要となりますが、著作権登録証も強い証明資料となります。

そのため、弊社では悪意商標が多いクライアント様へご提案をしています。

海外特許出願

特許権は著作権と違って手続きが必要です。手続きを怠り、第三者に先に特許をとってしまった場合、発明品を使用する権利を喪失し、発明したにも関わらず使用した際に訴えられてしまう恐れも生じます。先に出願登録されてしまってからでは覆すことが非常に困難であるため、発明者は速やかに特許を出願し、保護を受ける必要があります。日本で取得済みの特許を中国でも取得したい場合もご相談に応じます。

事業案内 | 認証事業

NMPA申請（旧CFDA申請）

CFDAという呼称は、2018年8月まで使用されていた中国における「國家食品藥品監督管理總局」の英語名「China Food and Drug Administration」の略称であり、アメリカ食品医薬品局（FDA）の中国版です。

現在は、**NMPA : National Medical Products Administration** と呼ばれる申請登録を指します。

製品の成分チェックから、検査資料や専門的な証明資料等の提出、翻訳、中国における検査等、非常に慎重かつ緻密な手続きが必要であり、決して容易な申請ではありません。時間と費用がかかるだけでなく、度々生じる規定変更にもついていくのが大変であるため、多くの日本企業にとって大きなハードルとなっています。

申請対象商品一覧

非特殊化粧品（特殊化粧品以外）

＜備案申請方式（＊届出制）＞

申請～認証：約6～8ヶ月
（うち検査機関の検査：2～3ヶ月）

＜新原料申請＞

申請～認証：1年以上

特殊化粧品

特殊効能を謳う商品が対象

日焼け止め類、シミ・ソバカス除去類（美白類含む）、除臭類、除毛類、ヘアカラー類、パーマ類、ボディビル類、美乳類、育毛・養毛剤

＜普通申請方式＞

申請～認証：約5～12ヶ月
（うち検査機関の検査：3～6ヶ月）

＜新原料申請＞

申請～認証：1年以上

医薬品

医薬品
包装

医薬品
添加物

医療機器

栄養補助食品

＜備案申請方式＞

申請～認証：6～10ヶ月
（うち検査機関の検査：2～3ヶ月）

Ⅱ 機能性保健食品

＜普通申請方式＞

申請～認証：8～12ヶ月
（うち検査機関の検査：4～6ヶ月）

* 上記食品は旧制度ではCFDA管轄ですが、新制度ではNMPAから外されています

【費用】 検査機関に確認の上、個別にお見積もりをご提示致します。予算含め、お気軽にご相談ください。
【期間】 申請～認証までの期間を記載しております。申請前に書類の準備期間が必要です。

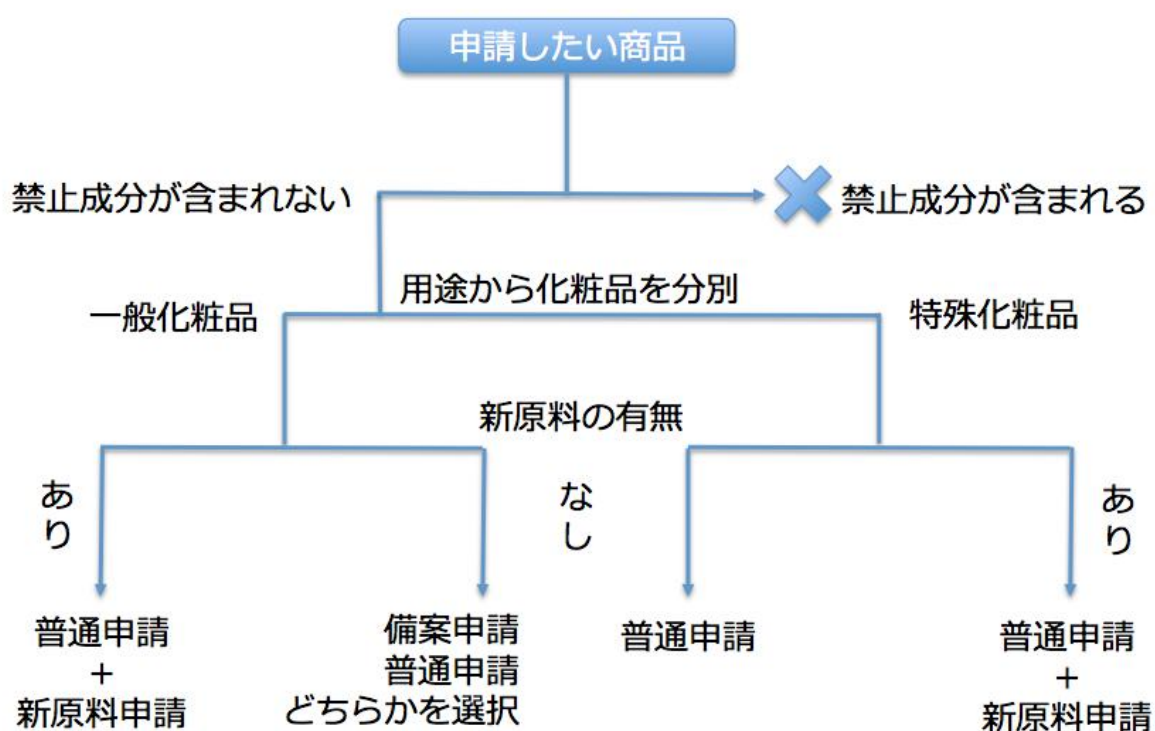
申請事前チェック

日本では使用が許可されている成分でも、中国では禁止されている場合があります、申請前の成分チェックは必須です。日本では約15,000の成分が使用を許されていますが、中国で使用可能とされているのは半分にも満たない状態です。禁止成分が含まれている場合は、成分を取り除くか代替成分に変更する必要があります。または中国に「新資源食品原料」申請（中国にとって新しい成分であるとする申請）が必要となりますが、非常に難易度の高い手続きです。

弊社では、ご要望に応じてNMPA(旧CFDA)総局の発表する最新版の禁止成分一覧等の規定に則って成分チェックを行います。弊社専門アドバイザーが成分チェックを行いますので、お気軽にお問い合わせください。

※ 成分の申請可否チェックは無料で承っております。

化粧品の申請事前チェックを行う場合



CCC認証

CCC認証とは「China Compulsory Certification」の略で、中国国内で生産・販売している製品や中国に輸出されているすべての製品及び部品の強制認証品目を対象に、「IEC（国際電気標準 協会）と中国国家標準に基づいて安全性と品質認証を受けたCCCマークがなければ販売できない」と規定しています。

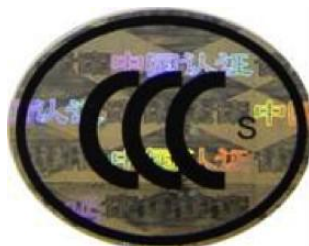
中国政府はWTOの基本精神に基づき、自国で生産・消費される製品（CCEE）と海外から輸入される製品（CCIB）の認証マークを2001年12月に「CCC」に統合し、2003年5月より施行されました。中国へ輸出する企業が“この認証を受けなければ”、通関が“許可されません。認証を受けた商品に認証マークを貼付していない場合も10,000人民元の罰金が課されることあります。

CCC認可の申請～認可の流れ（中国国内企業が認可を受ける場合）

- 1) 中国認証機関 (DCBs)に申請書、技術文書と検査用製品を提出
- 2) 中国国内の試験機関にて安全品質検査を実施
- 3) 検査員が工場を訪問し、設備環境等の安全性チェック
 - 1) ～ 3) の検査にて安全性が認められると証明書が“発行されます。

CCC認可の検査対象

電線ケーブル類、電気回路スイッチ及び保護または接続用の電気機器装置
 低圧電気機器、小電力モーター、電動工具、電気溶接機
 家庭用電気用品およびこれに類する用途の設備、
 オーディオ・ビデオ機器およびその設備類
 情報技術機器およびその設備、照明機器、自動車製品および車部品、タイヤ製品
 強化ガラス製品、農機製品、ラテックス類製品
 通信端末類製品、医療器械、消防製品、防犯製品、無線LAN 製品
 装飾内装製品、玩具類製品



事業案内 | ライセンス管理

IPライセンス | 深圳国際IPライセンス展示会の参加



■ 展示会の概要

深圳国際IPライセンス展示会（简称「深圳IPライセンス展」）は、2013年に駿麒尚伽文化品牌管理（深圳）有限公司のグループ会社が創業して以来、多くの出展者から「高い専門性と大きな影響力を持つ」と評価されてきた、国内屈指のIPライセンス展示会です。今年の第六回深圳IPライセンス展示会では、「無限の創造力で知財価値を創出する」というスローガンが掲げられています。

展示会と同期に、2018深圳国際映画、ドラマ、アニメなどのIPライセンス及びデリバティブ産業展も開催されます。

企業が開発し運用する国内のショッピングモールシステムや、顧客システム、電子商取引プラットフォームシステム、卸売業者システムなどが展示され、組織委員会の特設エリアとして「アニメ派生商品展示エリア」と「映画、ドラマ派生商品展示エリア」、また「ゲームIPゾーン」で、アニメーションから派生した商品を紹介する予定です。

当展示会には、こうしたIPライセンスを求める全国の玩具、アパレル、食品、文房具、書籍、家庭用品などのビジネス企業の代表も来場します。

運営詳細

展示日程：2018年8月23日（木）～26日（日） 展示会場：深圳コンベンションセンター

主催：駿麒尚伽文化品牌管理（深圳）有限公司

共催：

深圳市著作権協会

深圳市映画

テレビ制作業界協会

香港アニメーション漫画協会

香港国際ブランドライセンス協会

台湾アニメーション文化創造産業開発交流協会



■ 第5回展示会の報告

2017年8月19日より4日間にわたり、深圳市コンベンションセンターにて開催。

- 本展示会展示面積一万平方メートル
- 国内および海外から800もの人気IPブースが集まりました。（ブース数100 %達成）
- 玩具、文房具、アパレル、食品、書籍、家庭用品などの業界のメーカー、バイヤー及び仕入れ業者など、来場者数は31,960人。
（出展IP数及びブロの来場人数として、過去最高記録）

連携共催展示会一覧

第4回「深圳授權展」



「上海国際、-派生権利展」



初開催「中国IP授權年会」



中国IP業界最高権威の「玉猴賞」



企業マッチングと投資・ライセンスサポート

日本と中国間の投資や契約については日本の企業にとって非常に悩ましい問題です。相手先企業の調査から、日中の商法に通じた弁護士による契約サポートまでワンストップでサービスを提供致します。

調査

中国から投資を受けたり、輸出入等の新規取引を始める時、当該中国企業の調査や、対象となる市場の調査を行うことはビジネスの成功において必要不可欠です。

弊社は多くの知見と実績を持つ調査ネットワークを駆使し、関係機関の強力な支援の下で正確な情報をつかむことができます。又、特に重要な情報として「非合法組織との繋がり」等の調査を行うことも可能です。

ビジネスセミナー



日本の関係企業、機関と連携して、定期的に中国ビジネスに関するセミナーを開催しています。セミナーには、中国で著名な法律家や政府関係者、企業人を招聘し、日本の企業の皆様に最新の情報を提供するとともに、ビジネスマッチングの機会をご提供します。CAASA（中国における官民一体となった権利保護組織）の投資交流部の日本代表処は弊社にその窓口を置いています。CAASA投資交流部を通じて、日本の知的財産権を中国でビジネス化します。日本と中国間の投資や契約については日本の企業にとって非常に悩ましい問題です。日中の商法に通じた弁護士による契約サポートを行います。

ビジネススキームコンサルティング

中国企業との間でどのようなビジネススキームが最適なのか、権利の性質や中国の市場規模、相手先企業の信用度等に合わせた提案を行う事が出来ます。知見、経験を、十分に持つ弁護士やコンサルタントが専門的な見地からビジネススキームを提案します。

マッチング

中国反侵権假冒創新戦略連盟(CAASA)投資交流部と連動し、日本の特許技術やコンテンツを中国の企業に紹介するビジネスマッチングを行います。

ビジネスの相手先が、日本企業が持つ権利を元に中国国内でビジネス展開をするだけの力があるかを調査する事も重要です。日本の権利を中国へ、中国の投資を日本へ、双方のビジネスを睨んだ展開を行っています。

契約サポート

中国とのビジネスにおいては、日本、中国両国の法律を踏まえた契約書を作成することが重要なポイントです。

また、そもそもどのような契約を結ぶべきなのか検討することが必要です。中国企業との契約交渉においても弊社のスタッフがサポートすることで、ビジネス交渉を優位に進めることができます。

契約締結

契約の方向性がまとまれば、日本、中国両国の言語で契約書を作成し、締結を行います。ビジネスのマッチングから契約書締結までのサービスをワンストップで提供します。

許諾権利の適正運用監視

契約締結後はその履行を監視します。中国とのビジネスにおいては契約締結だけでなく、その後に契約が履行されているかのチェックを行う事が非常に重要です。権利対価の支払いがなされるのか、契約で許諾された内容に沿った運用がなされているのかを監視します。

ライセンス運用の監視

ライセンスの運用についても、契約で許諾された内容に沿った製作物となっているか、契約時に提示されたスケジュールに沿って商品化等が進んでいるかをチェックします。

WWIP 2018年



平成30年10月26日、
安倍首相訪中時に北京人民大会堂で
日中医療交流に関する3者間MOU
調印しました。

社) 日中医療介護技術交流協会 (弊社事務局)



一般社団法人
日中医療・介護技術交流協会



平成30年11月25日、
中国際医療健康産業特区「威遠島プロジェクト」
に関する4者間MOUを締結しました。
中国平安保険グループ・東莞市政府
中国非公立医療機構協会
社) 日中医療介護技術交流協会 (弊社事務局)



一般社団法人
日中医療・介護技術交流協会



平成30年11月3-5日、
アモイで開催された中国EU知財保護に関する
シンポジウムに招待を受け出席しました。



一般社団法人日中知的財産保護協会



平成30年8月23日
「第六回深圳国際IP展示会」において
日本ブースを運営、基調講演を行いました。



一般社団法人日中知的財産保護協会



平成30年9月、広東省で大型の模倣品摘発を実施しました。
他、ECサイト監視から工場を特定。
摘発の実績を重ねました。
現在、5件を調査摘発中。

提携組織



CAASAとは

中国反侵权假冒创新战略联盟（以下CAASA）は、全国双打办⁽¹⁾と中国产学研合作促进会⁽²⁾指導の下に、行政機関・企業・大学・社会団体など100組織以上⁽³⁾によって立ち上げられた、中国市場における知的財産保護・模造品対策を行う非営利組織。

中国名：中国反侵权假冒创新战略联盟

英文名：China Anti-Infringement and Anti-Counterfeit Innovation Strategic Alliance

住所：北京市朝阳区外贸安贞大楼C座711室

TEL：010-84109061

FAX：010-84109021

Email：caasa@caasa.org.cn

URL：<http://caasa.org.cn>

成立 2015年1月

1

1. 全国双打办とは



全称：全国知的財産権侵害並びに模倣品不良品製造販売取締事務局

中国國務院（日本では内閣と相当する）に付属する、知財保護と模倣品対策を行う強制執行権を持つ公的機関である。

2. 中国产学研合作促进会とは

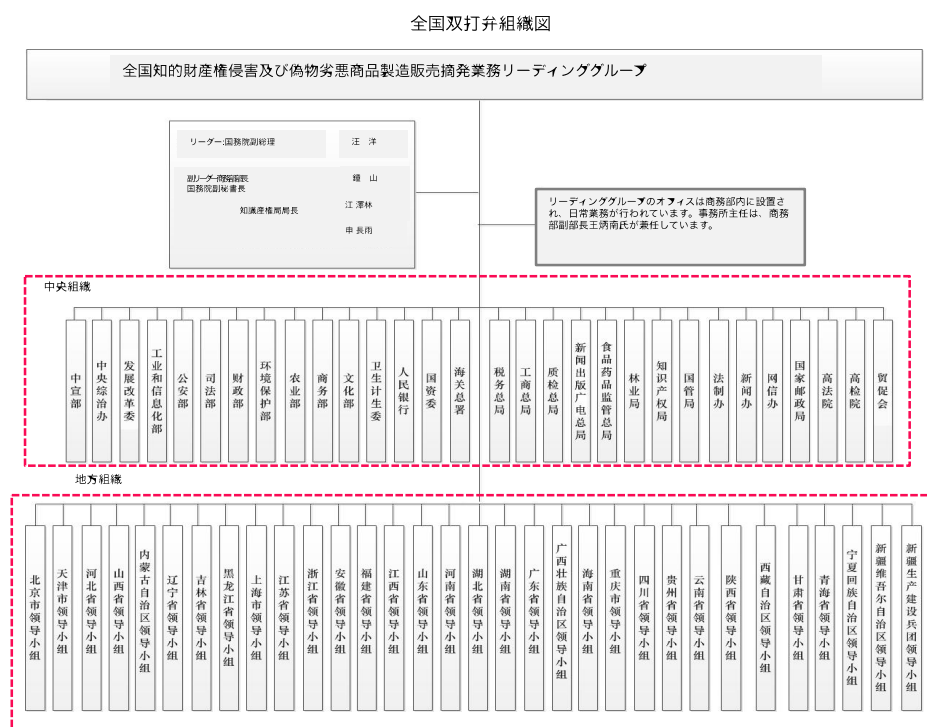


中国國務院が承認し、中国国家發展改革委員会、中国教育部、中国科学技術部、中国工業情報化部、中国環境保護部、国家知的財産権局、中国科学協会、中国科学院、中国工程院、国家開發銀行、国有資産監督管理委員会、国家自然科学基金委員会、各国立大学や研究機関などが共同参加する、地域・部門・業界・学問・メディアなどあらゆる資源を統合したプラットフォームである。

2

提携組織

全国双打弁組織図



3

3. CAASAの立ち上げ・参加組織

行政機関

中国防偽業界協会、中国電子商会、中国版權協会、中国工商聯石油業商会など

教育・研究機関

中国人民大学、中国政法大学、厦門大学、中国石油大学、北京科学技術開発交流センター、浙江清華長三角研究院、浙江省知的財産権研究・サービスセンターなど

加盟企業

アリババ、京東商城、HC Group、小米科技、PanPass、SEBEなど



4

提携組織



中国における弊社の知財保護（申請）体制（概要）

	商標関連	知財申請関連 NMPA CCC	知財侵害
日本	(社内：商標担当 3名) (外部提携) テックロー特許法律事務所 鎌田川井理士 港区西新橋1-5-10	(社内：NMPA申請担当 3名) 顧問 1名：中国で大学卒業後、日本へ留学、東北大学薬学研究科の修士課程に入学。活性新規化合物のメカニズムを生物的手法で解析するケミカルバイオロジーを研究。後、診断薬の研究開発、海外医療ビジネス、医薬品安全性情報業務(PV)にたずさわる。	(社内：知財侵害担当 4名)
	(一社) 日中知的財産保護協会 共同PR + WWIPコンサルティング		
中国	CAASA (外部提携/ 中国政府) 中国反侵權假冒創新戰略聯盟 (中央政府國務院傘下の民間窓口) SEBE 拾貝 (外部提携/ 杭州) 杭州拾貝知的財産権サービス有限公司 SEBE アリババグループの全ての商標申請指定会社 IP公社 (外部提携/ 杭州) IP公社 (元アリババGの知財責任者倪良氏が代表) (外部提携/ 北京) 北京海分進出口貿易有限公司 (外部提携/ 天津) 商導國際貿易(天津)有限公司 (外部提携/ 北京) IP HOUSE (知財判例DBと弁護士DB運用) (外部提携/ 北京) 北京欣達管理諮詢有限公司 共同経営者の1人は元中国宇宙開発センター		

